

「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」構築への取り組みを求める意見書

本年は、第2次世界大戦の終戦から70年の節目を迎える。

我が国は、日本国憲法に不戦の決意と「世界平和」という理想実現への努力を謳い、70年間、国連を中心とした平和の拡大に真摯に努力してきた。特に、我が国は唯一の被爆国として、核兵器廃絶への取り組みにおいて、積極的貢献を果たさなければならない。

昨年4月、核兵器の非人道性を巡る議論の高まりの中で開催された「軍縮・不拡散イニシアティブ（NPDI）広島外相会合」では、世界の政治指導者の被爆地訪問などを呼びかける「広島宣言」を我が国から世界に発信することができたところである。

一日も早い「核兵器のない世界に向けた法的枠組み」の構築に向けて、我が国が積極的貢献を果たすよう、政府に以下の事項を求める。

記

- 1 本年、ニューヨークで開催される核兵器の不拡散に関する条約（NPT）運用検討会議において、核兵器のない世界に向けた法的枠組みの検討に着手することに合意できるよう、積極的な議論を先導すること。
- 2 本年、わが国で開催される広島での国連軍縮会議や長崎でのパグウォッシュ会議世界大会において、核兵器のない世界に向けた法的枠組み構築への力強いメッセージを発信できるよう、積極的に支援すること。
- 3 国連に提案された核兵器禁止条約をはじめとする法的枠組みの基本理念となる核兵器の非人道性や国際的な安全保障について、唯一の戦争被爆国として積極的に情報発信し、核兵器のない世界に向けた法的枠組みに関する国際的な合意形成を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年3月19日

東京都羽村市議会議員 瀧 島 愛 夫

内閣総理大臣

外務大臣

あて